

各部・課長あて

市 長

平成 23 年度（2011 年度）予算編成方針について
このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

我が国の経済は、一昨年秋に発生した経済不況以降、長らく停滞状況にある。

10月の月例経済報告は、「景気はこのところ足踏み状態となっており、さらに失業率も高水準にあるなど厳しい状況にある」としており、本格的な回復軌道に乗るにはほど遠い状況である。

政府は、平成23年度予算を「新成長戦略を着実に推進し元気な日本を復活するための重要な予算」と位置づけ、これに併せて、7月27日には「平成23年度予算の概算要求組替え基準」を閣議決定し、各省庁に概算要求枠を示すとともに、1兆円を相当程度超える「元気な日本復活特別枠」の活用等による新成長戦略の本格実施などを予定している。

このような中、平成23年度の一般会計概算要求総額は96兆円台後半に達し過去最高と、予算編成の基本方針として示された財政運営戦略における約71兆円の歳出予算枠及び約44兆円以下とする国債発行枠の2つの目標を達成できるか、微妙な情勢となっている。

国の平成23年度予算編成は、政権交替後初めての本格編成であり、省庁を超えた総予算の組替えによって「新成長戦略」の目標である経済成長や国民生活の質の向上を目指すこととされていることから、子育て支援や普通建設事業をはじめとする多くの面において制度改正等が見込まれるが、政策やその補助財源等の見込みが不透明な状況の中で、その動向を注視し、政策の実施見通しなどを見極め、迅速に対応することが求められる。

地方財政を取り巻く環境

地方財政は、昨今の景気情勢を踏まえると個人市民税や法人市民税などの地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な回復は見込めず、一方では、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少しても、なお財源不足が拡大するものと見込まれている。

こうした中で総務省は、地方交付税要求額などを表した平成 23 年度地方財政収支の 8 月仮試算を公表し、その中で地方税が 1.3 %の増となっているが、地方交付税が 0.2%の減、臨時財政対策債は 2.8%の減となっており、厳しい状況であると予測される。

国庫補助負担金についても一括交付金など抜本的改革が検討されており、国の財政事情からも将来の見通しが立ちにくく、子ども手当の支給額など来年度以降も地方財政への影響が

懸念される問題については、明らかになっていない状況である。

また、県においても 9 月に実施した「事業仕分け」の結果が全事業に反映される予定であり、今後、県の行財政全般にわたって改革が加速される可能性があり、十分注視していかなければならない。

本市の財政状況

平成 23 年度は、本市における今後 10 年間のまちづくりの指針を示す第 4 次三島市総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）が、そして総合計画を具現化する最初の実施計画がスタートする年である。

まさに、平成 23 年度は、これら実施計画を真に多様な市民ニーズに対応するための施策として実行に移す、新たな第一歩を踏み出す節目の年となる。

歳入では、本市の歳入の根幹をなす市税は、長引く景気低迷により個人市民税、法人市民税において、好転が期待できず依然として厳しい状況が懸念される所であり、地方交付税についても、総務省の概算要求は平成 22 年度と同程度となっているものの、今後の経済情勢の推移や国の予算編成の動向等を踏まえると先行きは不透明な状況である。

一方、歳出では生活保護費などの社会保障関係経費の増加は避けられず、公共施設等の耐震化事業の総仕上げの年度となるなど、社会保障費や都市基盤のための行政需要が拡大する見通しである。

しかし、限られた財源の中で第 4 次三島市総合計画実施計画に掲げられた事業を実施していくためには、より効率的・効果的な事業展開を図ることが求められることから単に新規事業を実施するのではなく、後年度負担について十分に検証するとともに、既存事業についても、改めて事業の必要性、有効性、妥当性及び費用対効果も含めた総合的な評価を行い、積極的な見直し・再構築を図っていくことが重要である。

以上の趣旨を踏まえ、第 4 次三島市総合計画の基本構想で示すまちの将来像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」の実現に向けた前期基本計画初年度として、以下の方針に基づき平成 23 年度予算を編成する。

なお、新年度予算要求に当たっては、原則として、現行行財政制度に基づき編成するものとして、国の政策決定がなされたものや、国・県等の予算案等が判明したものについては、予算編成途中で修正するものとし、特に、歳入における補助金・負担金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の新設等については、国・県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。

また、厳しい財政状況にあるが職員一人ひとりが、前例にとらわれない時代に先んじた施策に取り組む柔軟な思考で知恵を絞り、この予算編成に取り組むよう心がけること。

本市の平成 23 年度予算編成に当たっての基本的な考え

- 1 健全財政を維持するとともに、第 4 次三島市総合計画のスタート年度であるという認識のもと、計画の着実な実現を図ること。
- 2 新規に事業を立ち上げる場合は、既存事業の縮小、廃止等による一般財源の確保を前提とする「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底を図り、後年度の財政負担（ランニングコスト）については十分に精査しておくこと。
- 3 社会保障関係経費については、国・県の動向を早期に把握して、市の施策に連動させるとともに、その事業の必要性等を十分検討し、単年度及び将来の一般財源負担を考慮して

国・県支出金の確保に努めること。

- 4 補助金・負担金については、費用対効果、支出の公平性・適切性・必要性等、全ての事業について見直しを行なうこと。
- 5 全ての事務・事業について、納税者の視点に立ち、必要性、有効性、効率性、公平性の視点から徹底した見直しを行うとともに、ムダ・ゼロ、政策の事務事業評価等の観点から精査し、国の取り組みも踏まえた歳出全般にわたる最大限の削減を行うこと。
- 6 既存の施策・事業については、予算執行状況、決算状況、行政評価、市民意識調査の結果、監査委員の指摘事項等を適切に反映するとともに、制度・施策の根源にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すことにより、持続可能な財政構造の構築を図ること。
- 7 市税を始めとする徴収金の収納率の向上や広告事業収入などの新たな歳入の創出等、自主財源の積極的な確保に努めること。
- 8 経常的な一般行政経費は事前に各課に配分するので、各部局長のリーダーシップの下、各事務事業の必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる視点から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うこと。

なお、各部局に配分した経常的経費にかかる一般財源を削減し、その財源を新規事業や事業拡大に充てる場合は、その事業にかかる予算額を優先的に措置するものとする。

平成 23 年度予算編成基本方針

- 新しい時代を切り拓く第 4 次三島市総合計画の推進
- 耐震化事業の総仕上げと安全安心に暮らせるまちづくりの更なる推進
- 将来を見据えた都市基盤とにぎわいと活力のある快適なまちづくり
- 健やかな心身を育む食育と福祉・教育・文化・スポーツの推進

平成 23 年度予算要求に当たっての留意事項

- 1 国庫補助負担金について
国庫補助負担金の廃止・縮小、補助金の一括交付金化等、制度改正等の動向に留意し、該当事業を適切に推進するための要求とすること。
- 2 受益と負担について
市税収入の大幅な増収が見込めないため、単独事業においては廃止・削減のほか、受益者負担の観点で使用料も含め見直すこと。
- 3 市議会において出された要望・意見を検討し、平成 23 年度予算で対応すべきとした事項は、必要最小限に抑えて要求すること。
- 4 臨時職員の削減を検討すること。また、7.75 時間勤務を絶対条件とせず、パート職員のように短時間勤務が可能なら切り替えること。
- 5 旅費については、一人で行くことを原則に必要最小限の人員に抑えて要求すること。

予算要求基準

- 1 予算は年間総合予算とする。
- 2 人件費、扶助費、維持管理に係る委託料、公債費など、投資的経費以外の経費に係る一般財源の要求額は、平成 22 年度当初予算額を限度とする。

3 扶助費

国における施策の動向、措置対象の傾向等を十分精査の上、的確な見積りを行うこと。

4 投資的経費

事業規模等の見直しを行い経費の縮減を図ること。

また、後年度における維持管理経費等のランニングコストについても把握しておくこと。

5 補助金

(1) 市単独補助金を継続する場合は、平成 22 年度当初予算額を限度とする。

また、廃止や縮減させることができないか精査すること。

(2) 事務事業評価を予算要求に反映させること。

(3) 各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に照らし、当該補助が公益上適切か否か、改めて見直した上で要求すること。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体自体の繰越金が多額である場合は、補助金交付の適否、並びに補助金交付額を適切に評価し要求すること。

6 負担金

全ての負担金について、事務事業評価の結果を反映させるとともに、その必要性と費用対効果の観点から改めて見直し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

7 上記以外の事項については、「平成 23 年度予算編成事務要領」によること。

各部署の一般行政経費等一般財源

○ 一般会計

単位：千円

環境市民部	653,173
民生部	742,149
地域振興部	364,384
財政部	296,853
企画部	174,788
建設部	143,989
水道部	928,711
会計課	2,662
消防本部	70,065
教育部	1,554,573
議会事務局	25,264
選挙管理委員会事務局	983
監査委員事務局	865

配当額は、平成 21 年度決算額及び平成 22 年度当初予算一般財源等を考慮して算定した。